

令和5年度杉並区特別職報酬等審議会

項 目	内 容
日 時	令和5年10月31日(火) 午前10時00分～午前11時47分
場 所	第3・4委員会室
出 席 者	飯島 典子 五十嵐 裕美 岩倉 礼子 牛山 久仁彦 金子 征治 佐藤 慎祐 高 武征 堤 一男 内藤 一夫
欠 席 者	1 名 和田 新也
出席説明員	区長 岸本 聡子 総務部長 白垣 学 総務課長 秋吉 誠吾 人事課長、職員厚生担当課長兼務 林田 信人 区議会事務局長 喜多川 和美 区議会事務局次長 村野 貴弘 教育委員会事務局庶務課長 渡邊 秀則 監査委員事務局次長代理 西村 高明 給与福利係長 井上 廣行
傍 聴 者 数	0 名
議 事	・特別職報酬等について ・政務活動費について
会 議 資 料	特別職報酬等審議会 次第 特別職報酬等審議会 委員名簿 席次表 審議資料1 特別職報酬等審議会条例等 審議資料2 特別職の給与等 審議資料3 内閣府月例経済報告（抜粋） 審議資料4 報酬・給与関係 審議資料5 政務活動費関係資料

総務課長 皆さん、おはようございます。それでは、これより令和5年度杉並区特別職報酬等審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。総務課長の秋吉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は、区長の諮問により特別職等の給与等について、審議、答申いただくものがございます。10名以内の委員で構成をされております。委員の任期は2年で、本日は委員改選後、最初の審議会でございます。この後、会長選出していただくまでの間、私が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、委員の皆様のお手元に委嘱状を配付させていただいております。本来であれば区長から直接お渡しするところがございますが、時間の関係上、席上配付とさせていただきます。何とぞご了承ください。

次に、本日の資料について確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。次に委員名簿、席次がございます。それから、資料の右方に審議資料とあるものがございます。審議資料1が「特別職報酬等審議会条例等」というものがございます。それから、おめくりいただきまして、審議資料2が「特別職の給料等」ということで、例示として区長の給与となっているものがございます。それから、審議資料3が「内閣府月例経済報告」を抜粋したものでございます。それから、審議資料4「報酬・給与関係」ということで、資料を数多くつけてございます。それから、審議資料5「政務活動費関係資料」となっております。以上8点となっております。不足、落丁などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただければと存じます。

それでは、杉並区体育協会からご推薦いただきました飯島典子委員でございます。

飯島委員 飯島です。よろしくお願いいたします。

総務課長 杉並法曹会からご推薦いただきました五十嵐裕美委員でございます。

五十嵐委員 よろしくよろしくお願いいたします。

総務課長 日本公認会計士協会東京会杉並会からご推薦いただきました岩倉礼子委員でございます。

岩倉委員 岩倉でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長 明治大学政治経済学部からご推薦いただきました牛山久仁彦委員でございます。

牛山委員 牛山でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長 連合杉並地区協議会からご推薦いただきました金子征治委員でございます。

金子委員 金子です。よろしくお願いいたします。

総務課長 杉並区産業協会からご推薦いただきました佐藤慎祐委員でございます。

佐藤委員 産業協会佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長 杉並区社会福祉協議会からご推薦いただきました高武征委員でございます。

高委員 社協の高でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長 杉並区町会連合会からご推薦いただきました堤一男委員でございます。

堤委員 堤でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長 杉並区商店会連合会からご推薦いただきました内藤一夫委員でございます。

内藤委員 杉並商店連合会会長内藤でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長 なお、本日はご都合により欠席となりましたが、東京商工会議所杉並支部からご推薦いただきました和田新也委員の以上10名の委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日9名にご出席していただいております。審議会条例第6条第2項に基づく定足数を満たしております。当審議会は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、区側の出席者をご紹介します。区長の岸本聡子でございます。

区長 よろしく申し上げます。

総務課長 総務部長の白垣学でございます。

総務部長 よろしく申し上げます。

総務課長 人事課長、職員厚生担当課長兼務の林田信人でございます。

人事課長 よろしく申し上げます。

総務課長 区議会事務局長の喜多川和美でございます。

区議会事務局長 よろしく申し上げます。

総務課長 区議会事務局次長の村野貴弘でございます。

区議会事務局次長 よろしく申し上げます。

総務課長 教育委員会事務局庶務課長の渡邊秀則でございます。

庶務課長 よろしく申し上げます。

総務課長 監査委員事務局次長代理の西村高明でございます。

監査委員事務局次長代理 よろしく申し上げます。

総務課長 最後に改めまして私、総務課長の秋吉誠吾でございます。

それでは、審議に先立ちまして、岸本区長から一言ご挨拶をさせていただきます。

区長 皆様、おはようございます。岸本聡子です。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃より杉並区政にご協力を頂くとともに、本審議会委員をお引き受けいただき、重ねて感謝を申し上げます。

本審議会は、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額、並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額に関わる事項について、私から諮問をさせていただき、皆様にご審議、答申を頂くものでございます。

さて、我が国の経済状況でございますが、内閣府の月例経済報告書によれば、本年4月は、景気は一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直しているとして、9月時点においては景気は緩やかに回復しているとの分析でございますが、一方で世界的な金融引き締めに伴う影響や、中国経済の先行きの懸念など、海外景気の下ぶれが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融市場の変動等の影響に十分注意する必要があると、今後の経済の先行きを予測しております。

このような景気状況の中、国や東京都、多くの政令指定都市等と同様に、特別区人事委員会は公民較差の結果を踏まえ、昨年度から2年連続で月例給、特別給ともに引き上げ勧告を行いました。

本日の審議会ではこうした状況を踏まえて、様々な観点から委員の皆様から率直なご意見を頂ければと存じますので、ご審議の方、どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長 ありがとうございます。

それでは、冒頭申し上げましたが、本日の会議は委員改選後、初めての審議会でございますので、委員の中から会長を選出していただきたいと存じます。選出方法ですが、特別職報酬等審議会条例第5条第2項の規定により、委員の互選になってございます。どなたか立候補、あるいはご推薦ございますでしょうか。

高委員 金子委員にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

総務課長 ただいま金子委員、ご推薦のご発言がございましたけれども、ほかにございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

総務課長 ありがとうございます。それでは、金子委員に会長をお願いするということで皆様、よろしいでしょうか。金子委員もよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、会長席のほうに移動していただきまして、一言ご挨拶をお願いできればと思います。

金子会長 皆さん、おはようございます。推薦いただきました。若輩者で不慣れではございますが、進めていきたいと思っております。ご協力をお願いいたします。この後、着座にて進めさせていただきます。

総務課長 会長ありがとうございます。これ以降の議事進行は金子会長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

金子会長 それでは皆さん、手元に資料があるかと思いますが、最初に審議会条例第5条第4項の規定によりまして、会長の職務代理を指名いたします。

私のほうから高委員にお願いしたいと思っておりますが、高委員、いかがでしょうか。ほかに異議がないようでしたら、高委員を職務代理に指名させていただきます。

それでは、一言ご挨拶をお願いいたします。

高委員 ただいま職務代理に指名されました高でございます。私は何もできないのですけれども、会長の身に何も障りがないように、職務代理の必要がないようにぜひお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

金子会長 何もないように頑張りたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、初めに当審議会に対する区長の諮問をお受けしたいと思っておりますので、お願いいたします。

区長 区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額、並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、杉並区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、諮問します。

金子会長 お受けいたしましたので、それでは、これから早速審議に入りたいと思っております。

区長には退出いただきますので、よろしくお願いいたします。

(区長退出)

それでは、事務局のほうから諮問文の写しを委員の皆様にご配付をお願いいたします。

(諮問文(写)配布)

ありがとうございます。

まず当審議を始める前に、会の運営について条例及び要綱に基づき確認をいたします。審議会の会議は原則公開となっております。本日の会議も公開で行いたいと思いますが、異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

金子会長 特段異議がございませんので、本日の会議は公開で行うこととします。

傍聴等については、杉並区特別職報酬等審議会傍聴要綱に基づきまして手続を行うこととし、傍聴人から事前に撮影、録音及び電子機器の使用の申出がありましたら、これを認めたいと思っております。本日は、特段傍聴はないということです。

次に、事務局から本日の会議の資料、会議録の取扱いについて説明を受けたいと思いますので、事務局、よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは、私から2点ほどご説明をさせていただきます。まず会議の資料は区ホームページで明日以降公開いたします。会議録でございますけれども、作成のため、会議の様子を録音させていただいております。ご発言の際はお手元のマイクをご使用いただくようお願いいたします。なお、発言が終わりましたら、マイクのスイッチは切ってくださいようお願いいたします。

作成した会議録も区のホームページに公開いたします。皆様に事前に内容をご確認いただいた上で、発言者の氏名を記載し公表いたします。

金子会長 皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから審議に入ります。審議に当たり、事務局から先ほどの諮問の内容、審議会の運営について補足説明はございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは、区長からの諮問の趣旨について、補足させていただきます。詳細は後ほどご説明いたしますが、例年10月に特別区人事委員会から職員の給与改定に関する勧告が出されます。この勧告に併せて、区長等の特別職の給与や議員報酬の改定についても検討することとしてございます。

この特別職給与等の改定を検討するに当たりまして、公正中立な立場からご意見を頂戴する場として本審議会がございまして、皆様にご審議いただく範囲でございまして、審議資料2を御覧いただければと存じます。左上に区長の給与の例示がございまして、網かけの部分の給与、ここが対象でございます。なお、期末手当は民間でのボーナスに相当するものですが、給料月額・報酬月額を算定根拠としておりますので、審議対象の給料の額等と密接な関係があることから、併せて例年皆様からご意見を頂いております。

また、本日の会議の到達点でございまして、後日頂く答申書の骨子となる改定の大きな方向性につきまして、委員のご意見をお伺いしたいと考えてございます。

金子会長 ありがとうございます。

ただいまの補足説明も含めて、後ほど一括して質問をお受けいたしたいと思っておりますので、具体的な審議のほうに入りたいと思っております。

まず、1つ目ですが、特別職の報酬等に関してになります。事務局のほうから説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、私のほうから資料の説明をさせていただきます。ここからは着座にて

ご説明をさせていただきます。

まず審議資料3を御覧ください。A4判の横の資料でございます。こちら内閣府の月例経済報告の抜粋として資料をおつけしてございます。先ほど区長挨拶の中でもお話がありましたので説明は割愛いたしますが、4月25日分の3枚目のところを御覧いただければと思います。「今月のポイント」ということで、「雇用及び賃金の動向」を見てみますと、枠で囲われた文章の3段目ですね。こちらに春闘の賃上げ率を企業規模別に見ると、中小企業含めて全ての規模で3%上回る大幅な賃上げが見込まれているといった記載がございます。こうした民間の春闘の動向ですね。これが公務員との公民較差につながっているものと考えてございます。

次に、審議資料4を御覧ください。「報酬・給与関係」の資料となっております。表紙はページ番号の目次となっております、1枚おめくりいただきまして、「特別区人事委員会勧告及び特別職報酬等審議会答申等の推移」でございます。表は左から年度、人事委員会勧告の推移、それから当審議会の答申の推移、審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移となっております。

1段目は令和5年度の人事委員会勧告の内容でございます。公民較差との結果、その較差、率にして0.98%、額にして3,722円。職員の給与が民間従業員の給与を下回っていることから、これを解消するため、初任給及び若年層を重点的に全ての級及び号給で1,000円以上引き上げるといった内容となっております。

その下が昨年度、令和4年度のものでございます。人事委員会勧告では率としては0.24%、額が896円、これが民間従業員の給与を下回っているということから、月例給は初任給及び若年層の給料月額を引き上げ、特別給は0.1月引き上げといった内容となっております。

それから、右が当審議会の答申でございますが、人事委員会勧告では月例給は若年層のみの引き上げだったこと、区の財政状況などを勘案して、区長等については期末手当を0.1月引き上げ、給料月額については据え置きが妥当であるという答申がございました。

さらにその右は、審議会答申を踏まえて区が実際に改定した特別職の給与、議員の報酬でございます。答申どおり月例給の変更はなし。給料月額及び議員報酬月額は据え置き、期末手当は0.1月増となっております。その右は支給月数を記載してございます。

以下3ページにわたって、平成19年度からの推移を掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。おおむね人事委員会勧告に倣った答申、答申に沿った改定となっております。

次に4ページを御覧ください。23区別の特別職報酬等の状況を調査したものでございまして、まず各区の条例で定める給料等の月額でございます。表の左から区長、副区長、教育長といった形で並んでございます。網かけしてある部分を御覧いただければと思いますが、区長につきましては月額で見ますと、111万3,000円で、23区の中での順位は17位となっております。

副区長につきましては同じく、89万1,900円で18位、教育長は76万4,400円で18位、常勤の監査委員につきましては代表が68万7,500円で2位、その他が66万8,700円で5位となっております。

杉並区には常勤の監査委員は代表監査委員だけとなりますので、左側の代表のところだけ御覧いただければと思います。監査委員は条例で常勤の監査委員を置いているところと置いていないところがございますので、表が埋まっております。また、報酬等について条例で定めていない区もございます。

それから、議長につきましては85万6,000円で23位、副議長につきましては77万4,600円で20位、一般の議員につきましては59万5,700円で21位となっております。これが給料等の月額でございます。

1枚おめくりください。期末手当でございます。支給月数と年額でございますが、こちらから左から見ていきますと、区長は4.03月で年額728万円、順位は23区で2位、副区長も同様に2位、教育長は4位、代表監査が1位となっております。議長につきましては3.78月で、年額は469万円で17位、副議長は10位、議員は13位となっております。なお、期末手当の計算方法は欄外に記載してございますので、御覧いただければと思います。

それでは、また1枚おめくりください。こちらは給料等の月額と期末手当を合わせた年間の報酬の合計額でございます。年間で見ますと、区長は2,258万円で3位、副区長は1,809万円で2位、教育長は14位、代表監査は1位、そして議長は23位、副議長は14位、議員は17位となっております。

また1枚おめくりください。こちらは退職手当でございます。区長のところを見ていただきますと、支給率が4.50月であるものの支給額が1,503万で23位となっております。これは昨年の第3回区議会定例会におきまして、100分の25に相当する額を減じて得た額とするという特例条例が可決されたことによるものでございます。

それから副区長は1,092万円で16位、教育長は19位、代表監査委員は3位でございます。この退職手当は任期まで4年間勤続した場合で計算をしてございます。教育長は任期3年でございますので3年となっております。

また1枚おめくりください。特別職の在任期間中の報酬総額となりまして、こちらは先ほどの月額の給料と特別給、そして退職手当を合わせた任期中の報酬総額となります。区長の場合は23区で14番目の1億533万3,000円となっております。副区長は8番目、教育長は17番目、常勤の代表監査委員は1番目となっております。

次の9ページを御覧ください。こちらは23区別の行政数値の比較でございます。表の中段に杉並区がございますが、杉並区は人口では23区で6番目、世帯数が6番、区の面積は8番目の広さで、議員数は4番目、区の職員数は7番目に多いということになります。

一番右側の令和5年度の普通会計の当初予算は約2,090億円でございます、9番目となっております。

次の10ページを御覧ください。杉並区における財政状況の推移でございます。令和4年度を御覧いただきますと、歳入総額が2,345億円余、歳出総額は2,217億円余となっております。そして、歳入総額のA欄から歳出総額のB欄を引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源D欄を引いたものが実質収支額となりますが、このF欄ですね。その額は101億円余となっております。その上に実質収支比率E欄がございますが、標準財政規模に対する実質収支の割合を示すもので、こちらは7.7%、昨年度より少し下が

っております。

次に経常収支比率H欄でございますが、こちらは財政構造の弾力性を示すものでございまして、毎年入ってくる経常的な収入が人件費や扶助費、公債費など、容易に縮減できない経常的な支出にどれだけ充てられているかを示すものでございまして、令和4年度は79.8%でございます。一番下人件比率K欄は16.4%でございます。

これをグラフ化したものが次の11ページとなっております。23区の平均のグラフもありますので、比較していただければと思います。まず上の実質収支比率は、杉並区は23区の平均より少し高くなっております。また、下が経常収支比率でございますが、杉並区が令和4年度79.8%で、こちらも23区の平均76.7%と比べると、少し値が高くなっております。

次の12ページは区債の残高の推移でございます。令和4年度の区債の残高353億円で、その下の22と書いてあるのが発行額、22億円でございます。主な基金残高の推移が下の表になってございまして、財政調整基金、施設整備基金、減債基金の合計は、令和4年度末で約805億円となっております。

続きまして、13ページが職員数及び人件費の推移でございます。令和4年度は3,526人でございまして、これは常勤で、再任用フルタイム職員も含む数字でございます。その下が人件費と人件費率の推移でございます。令和4年度を御覧いただきますと、棒グラフの上にある363億円というのが人件費の総額で、そのうち335億円が退職手当を除く人件費、その下の少し色が濃くなっているところが退職手当で28億円となっております。人件費比率は年々下がってきておりますが、令和3年度から少し上がってきているという状況でございます。

14ページ以降につきましては人事課長からご説明をさせていただきます。

人事課長 私からは今年の特別区人事委員会勧告の概要について、ご説明をさせていただきます。引き続き審議資料4の14ページを御覧いただければと思います。

本年の勧告のポイントは、この14ページ冒頭の四角囲みに記載されてございます。

まず1点目、月例給についてでございますが、冒頭記載されておりますとおり、民間と特別区職員の給料の公民較差、これが3,722円。率にいたしまして0.98%存在してございます。この較差を解消するために、まず月例給につきましては、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引き上げ改定を行うことが適当であるという内容になってございます。

本年の公民較差算出に当たりましては、差額支給者を除外するという一時的、特例的な措置を執り行っているところでございます。なお、この差額支給者につきましては、平成30年4月に行政系人事・給与制度の改正を実施いたしまして、それに伴う給料表の切り替えにより、下位の級に切り替わった職員に対して、切り替え前の給料額を保証するために差額を支給している職員のことでございます。

次、2点目でございます。これは特別給でございます。これは期末手当と勤勉手当を合わせたものを特別給と呼んでおりますけれども、現行の支給月数は年4.55月となっております。今回の勧告では民間の支給割合が年4.64月分となっていることから、年間の支給月数を0.1月引き上げて、年4.65月とし、引き上げ分は民間の状況等を勘

案いたしまして、一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしております。

今回の改定による平均年間給与の影響でございますけれども、特別区職員の改定前の平均年間給与額が約634万1,000円。これが改定後644万3,000円となりまして、約10万2,000円増加することになります。

給与改定の実施時期でございますけれども、月例給につきましては本年4月に遡及することといたしまして、特別給につきましては改正条例の公布の日から実施するとしてございます。

以上、令和5年の給与勧告の概要でございます。ありがとうございます。

金子会長 ありがとうございます。各種資料、経済の状況、あるいは他区との比較、公民較差、職員の給与、区の財政等々の説明を丁寧に頂きましたが、ご意見はこの後、頂くとして、まずはこの資料等のご説明に対して皆さんのご質問等、様々な疑問点を確認したいところがあると思いますので、まずは質問からお受けしたいと思います。質問がある方は挙手をお願いいたします。

五十嵐委員 五十嵐でございます。すみません、新任ですので非常に初歩的なご質問をさせていただいてしまうかと思うのですが、この特別区の人事委員会の勧告の位置づけなのですけれども、ちょっと不勉強で申し訳ないのですが、これは一般職の方を対象としているということではなく、特別職も含まれているのでしょうか。特別職の中でももしかして含まれているところとないところがあるのかなと思ったりするのですが、その辺を教えてくださいたいと思います。

人事課長 特別職は含めておりません。あくまでも一般職に対する勧告でございます。

五十嵐委員 ありがとうございます。分かりました。一般職と特別職ではやはり異なる基準からの検討が必要かなと思いましたので確認させていただきました。ありがとうございます。

金子会長 ほかにありますでしょうか。岩倉委員、よろしく申し上げます。

岩倉委員 岩倉でございます。この特別区の人事委員会勧告というのは、やはり指標にすべきものだと思うのですが、今回過去の推移を見ますと、今年度については非常に大きなベースアップの勧告が出ておまして、その中でも若年層に重きを置いて、あとはそれでも最低限1,000円確定分のところはありますということになっています。

結果として各級とか号とかいうのをきちんとテーブルができていると思うのですが、そこがどんな感じで、重きの置き方がどうなっているのか。区によって、各級の職員の配置比率とかが違う、人数が違ったりすると思うのですが、結果としてそれを当てはめたときに、杉並区としては例えば月例給というのは、一応0.98%アップとなっていますけれども、どれぐらいのアップになっているのかという、杉並区と特別区の違いのところのご説明をお願いします。

人事課長 平均で出しておりますので、特別区全体で共通で改定していきますので、これはもう全て同じような形になります。それはここで出ているとおり、公民較差3,722円ということで、平均で出していくとこれぐらいになるのかなと考えているところでございます。

金子会長 よろしいですか。

人事課長 失礼いたしました。これは他区も同じということで、あと号給の較差なのですけれども、やはり若年層を重点的に今回の改定を行っていただきますので、初任給が存在する給料表のところへ厚みを持つ。そこから上位の職層につれて、だんだん号給の差が小さくなっていくと、こんな作り方になってくると思ってございます。

金子会長 よろしいですか。

岩倉委員 そうしますと今に関連しまして、最低1,000円となったときは、一番上の例えば部長の方とか、1,000円というのは率になるとどれぐらいになるのですか。

人事課長 約0.3の率になります。

金子会長 ほかにありますでしょうか。よろしいですか。取りあえず質疑につきましては進行の都合上、一旦ここで終了させていただきまして、続きまして、審議会としての考え方をまとめる必要性があります。この後は各委員からのご意見を頂く時間にしたいと思っております。

区長の諮問に対して審議会が答申する範囲は、条例の規定により給料、報酬の月額となりますが、話がありましたとおり、期末手当は給料月額とも密接に関連していることは、先ほどの説明のとおりでございます。

そうしたことから配付された資料、事務局の説明とただいまの質疑のやり取りを踏まえまして、委員の皆さんからは給与報酬の月額に限定をせずに、特別職の報酬改定全般に対して、まずはご意見をお聞きしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

総務課長 そのようにお願いします。

金子会長 ありがとうございます。時間のほうも限られておりますので、議論が拡散しないようにする必要性もあると思っておりますので、議論のポイントは明確にしたいと思います。諮問の趣旨から、大きく2点に関して皆さんからご意見を頂ければと思います。

1つ目は、報酬を改定するのかどうかということですね。2つ目は、改定する場合については、どのような内容がよいかということとなろうかと思っておりますので、この2つの視点で皆様からご意見を頂きたいのですが、そうは言っても、なかなか人の給料を決めるというのは難しいのかなと、私もいつもながらそう思っておりますので、何か議論のベース、さらなるよりどころになるような目安を示していただけると、議論の糧になるのかなと思っております。

国や東京都や他団体の状況、あるいは過去の事例などから、一般論としてこんな内容が考えられますというようなもの、何か事務局のほうで少しあればと思っておりますが、よろしくをお願いします。

人事課長 そうしましたら予算編成で人件費の増額、これを試算するための何パターンか、増額率を仮定したものがございますので、そういった資料でよろしいでしょうか。

金子会長 はい、よろしいですかね。何かあればと思っておりますので、皆さん、よろしければ、配付していただけたらうれしいです。よろしくをお願いします。

(資料配布)

それでは、配付した資料の補足説明をよろしくお願いたします。

給与福利係長 それでは、お配りしました参考資料につきまして、事務局からご説明いたし

ます。今回の勧告では若年層に重点を置いた改定となっているため、先ほど委員からもございましたけれども、給料表における各級の改定率は異なっております。参考までに事務職である行政職給料表の各級の改定率ですけれども、まず1級係員2.4%、2級主任0.7%、3級係長0.4%、4級課長補佐0.3%、5級課長0.3%、6級部長0.3%となっており、行政職の各級の全ての級の平均で1.0%となっております。

今、お配りしたお手元の資料ですけれども、給料月額改定率を人事委員会の勧告率の0.98%、6級部長給料表の改定率0.3%、全ての級の平均改定率1.0%で、それぞれシミュレーション行っております。

資料にはそれぞれ改定後の増減額及び増減率を算出しております。また、資料の裏面のほうには同様の改定率で、議員についてもシミュレーションを行っております。

事務局からの説明は以上となります。

金子会長 ありがとうございます。それでは追加資料もありますので、改めて皆様からのご意見を伺いたいと思っておりますが、今の資料の質問も含めてでもいいですし、先ほどの2点についてのご意見をお願いしたいと思います。

それでは、佐藤委員のほうからよろしくお願いいたします。

佐藤委員 佐藤でございます。特別職の報酬等を決める前に、あくまでも参考なのですが、教えていただきたいのですが、職員のほうの月例給が初任給若年層を重点に、全て1,000円以上の引き上げ、また特別給に関しても0.1月引き上げという、杉並区としては、総額で一月でどのぐらいの件費の増になるのか。これから予算を作ると思うのですが、大体どのぐらい見込んでいるのか。それによって金額の大きさによって、特別職のほうの予算取りとかもあると思うのですが、その辺を教えてください。

人事課長 そうしましたら、今シミュレーションいたしまして、総額で……4億の差額を支給することになります。1年です。ですからこれを12で割ることになりますので、4億の12で割った金額ということになるかと思っております。

佐藤委員 職員の増額が特別給と月例給を含めて、年間で4億円の増。

人事課長 そうなります。

金子会長 ありがとうございます。改めて質問も含めてご意見を伺いたいと思っておりますので、改定をするのかどうかということと、改定する場合についてはその根拠と申しますか、考え方というのを示していただければと思います。1人1人ご意見を賜ればと思っております。改めて佐藤委員のほうから、お1人ずつご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

佐藤委員 改めて一般的にも3%ぐらいを制度のほうではベアを考えて、実施するようにはしておりますので、公務員にとっても較差が出ている中でそれを解消するというところで、この資料的には今回ですか、令和5年度になりますか。このぐらいの一般職に関しては当然このぐらいになるかなと思っております。この後、特別職のほうの皆さんの意見をまとめながら、先ほど聞いた年間4億のアップも含めて検討していければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

金子会長 基本的には改定をする方向。

佐藤委員 頂いた資料で、0.98%引き上げのものと0.3%引き上げのものがあるので、この辺を我々のほうで検討してもらいたいということで、資料を出されたということでもよろしいのでしょうか。これはこれからどちらのパーセンテージ、ですよ。

金子会長 それも含めてご意見があれば。

佐藤委員 一般職職員に含めて特別職のほうも、この流れとしては若干の引き上げでも私は構わないかなと思っています。パーセンテージをこれから検討していければと思っています。その形ですよ。

金子会長 そうです。今日の審議会の中で決めるという。

佐藤委員 0.98にするか0.3にするかですか。それとも違う数字が出てくるのですか。アップ率です。

人事課長 これは検討の参考資料ということで、一定この割合でシミュレーションした率で作成したものをお示ししているところですので、一応この率だと決める際のご参考にいただければと思います。

佐藤委員 分かりました。

金子会長 そうすると、佐藤委員は若干引き上げの方向であるけれども、そのパーセンテージについてはいろいろ。

佐藤委員 私がここで何%と勝手に決めるわけにはいかないの、委員皆でお話しして、どの程度アップか。据え置きがずっと、昨年据え置きもしていると思うのですけれども、こういう世間一般的に考えればアップするような形を私は取ってもいいかなと思っています。その率はこれから皆さんのお話を伺いながら、私が決められないので。

金子会長 分かりました。最初はラフな意見になってしまうかもしれませんが。では、高委員のほうからよろしく願いいたします。

高委員 こういう数字を示されても全く専門外でございまして、これが健全なのであるかどうかという判断が難しいです。ということで、例えば会計士の方だとか、そういう専門の方のご意見を参考に自分の意見を述べたいと思います。

今、ふるさと納税とかいって、区の財政が結構流れているというのをよく耳にしますので、国のほうでも少し何か問題視しているみたいなのですけれども、財政は少し減っているのに人件費は少しずつ上がっている。これは国の方針に沿ってということをやっているわけですか、杉並区も。

人事課長 人件費と予算のバランスということのご質問ということでよろしいでしょうか。やはり予算が増えれば、それだけ仕事の活動量が増えるということが出てまいります。そういう意味で職員はそれに対応するためには、やっぱり一定の職員も増やさなければいけない。ただ、一定の効率化というのも必要になってまいりますので、そこは当然人件費が上がらないような抑制していく方策を取りながら、人件費については算出して、採用等を行っているところでございます。

ただ、やっぱり予算が職員の活動量ということであれば、予算額に見合った職員の配置がどうしても必要になってくるかなというところがございます。

金子会長 ありがとうございます。それでは堤委員、よろしく願いいたします。

堤委員 杉町連の堤でございます。頂いた資料に、私としては異議ございません。ただ、若

い人にベースアップをしようという案がありますが、これは非常によいことだと思います。以上です。

金子委員 職員についてはベースアップという形で、特別職という意味合いではどうですか。

堤委員 特別職は、例えば区長ははじめから職員じゃなくて、選挙で選ばれるので、特別職に関してはベースアップなし、このままで行きましようと思います。

金子会長 それでは内藤委員、お願いいたします。

内藤委員 杉商連の内藤です。毎年特別職とそれから一般職員の報酬の審議に参加させていただいていますが、今年は報告があるとおり値上げということで来ていますが、これは基本でいつも決めていると思うので、それはそれでいいと思いますが。あと先ほども話ありましたけれども、区の予算として、全体の予算として総額、先ほど年間上がった4億というお話を言っていました、それは区の収入とのバランスを考えて、適正であればそれはいいと思います。

あと直接関係ないのですけれども、資料にもありますように、副区長が今1名でございますよね。過去ずっと2名で副区長がいらっしゃったのですが、当然今後もう1名の副区長が選任されると思うのですが、その辺の点について予算取りというのはどんなものなのでしょう。ちょっと直接この審議には関係ないと思うのですけれども、もし状況が分かればと思います。以上です。

金子会長 お願いします。

総務部長 本区においては、ご指摘のとおり、副区長2人制を条例で定めておりますが、現在1人が空席となっている状態でございます。これについては先の区議会の決算特別委員会でも、ある議員から質問がありまして、区長は、2人制になっているので2人目を置きたいという意向は示されています。しかし、現時点で具体的にいつからとか、誰をとかということは全く決まっておきませんので、それは議会の同意が当然必要ですので、議案として提案されて、議決されたならば、必要な予算付は当然するべきだと思っております。

それから人件費については、先ほど一般職では総額4億円ということが差額として予算計上しなければいけない金額として示させていただきましたけれども、これで特別職も上げれば、その分も当然予算に反映することになりますけれども、先ほどふるさと納税の話も出しましたが、ふるさと納税も毎年、直近で行くと50億近く流出しているわけですが、幸いなことながら、税収が堅調でありまして、特別区の財政交付金など各種交付金についても増額が続いておりまして、その結果、一般の家庭に置き換えれば、普通預金に当たる財政調整基金についても、年度末残高350億円を下回らないというルールを定めているのですけれども、それを遥かに上回る570億円ぐらいの残高があるという状況で、現時点で見れば、財政は、監査の意見書にもありますけれども、健全で堅調だということと言えるか、と思います。

内藤委員 1つは、人手不足の状況では、やはり上げていくのは、この時期には当然かなとは思っています。

金子会長 特別職としても、方向性としては上げたほうがいいと。

内藤委員 これは一般職員の給与の増額は、特別区についても併せて上げていくのが、この

報酬審議会での今までの形だったと思いますので、特別職を別にするというのは考えなくてもいいのかなと思います。

金子会長 今までは、据え置きが続いていたということですよ。過去はそうですね、特別職の給料のほうは、過去は据え置きが近年続いているという状況。

総務部長 そこなのですけれども、特別区の人事委員会で一般職への勧告を参考にして、この報酬等審議会でも特別職の報酬、給与等についてご意見を頂いていましたが、そもそも特別区の人事委員会の勧告自体がマイナス勧告であったり、昨年度はプラス勧告ではあったのですが、久しぶりの。その上げ幅は非常に少なく、しかも初任給と若年層に限ってというのがあったので、特別職と近い6級の部長職に倣って、これは据え置きにしたほうが良いというご結論を頂いて、答申いただいたものと考えております。

金子会長 事情があつてと。分かりました。ありがとうございます。

それでは牛山委員、よろしく申し上げます。

牛山委員 ありがとうございます。ただいまご報告いただきながら、職員の給与についてはここでの審議ではないということかと思えます。それで基本的に、今、委員の皆さんがおっしゃられたように、経済状況とか職員の置かれている状況を考えると、適正なことだと思います。それに併せて、この特別職のほうも、これまで据え置いておかれたのですが、やはり人事勧告等に連動して上げていくということによろしいのではないかと、私は思っております。

ただ、先ほどから委員のご発言にもございましたけれども、やはり若い人たちの状況を改善するという点でいうと、若い職員の皆さんのほうに比重が置かれているようなところが、各自治体様々見られておりますし、非常に妥当なことだと思います。その点でいうと、この特別職の方々というか、皆様はかなり報酬も高額になりますし、その点では小幅な値上げというか、上昇でいいのではないかと思います。例えばこの資料でいいますと、0.1月、0.3%の増といったところが妥当なのかなと、このシミュレーションは頂くと考えるところでございます。

あと1点、これは要望というか、少し考え方をお伝えしておきたいと思いますが、議会の議員報酬が、大分区長と差が。これは理由があるということでは伺っておりますけれども、区長がこれは給料等に関する条例月額報酬等の年間合計額の資料で、6ページですかね。区長が3位、副区長が2位で、議長を見ると最下位ということで、これは事情があるというのはさっき伺いましたので、よく分かるのですけれども、やはり二元的代表制で区長のチェックをしていく議会という立場からいうと、こんなに差があつていいのかなと思いました。しかし、これは当然議会自らのご議論があるかと思えますが、ぜひ議員の皆様にはもっとご活躍いただいて、この報酬を上げていくような形で頑張っていただければと。これは本当に意見というか要望でございます。余計なことですみません。

金子会長 ありがとうございます。

区議会事務局長 牛山委員のご発言承りました。ありがとうございます。

金子会長 それでは岩倉委員、よろしく申し上げます。

岩倉委員 岩倉でございます。昨今の急激な円安ですとかも世の中でございますので、一般職の方が0.98%上がると言っても、実質賃金としては下がっているのではないかなとい

当然同じ下げ幅であれば、減少率というのは、削減率というのは同じなのですが、もともとの金額がそれぞれ区長と議員や副区長等によってそれぞれ違いますので、結果として削減率ということではマイナス0.67、マイナス0.54ということになるということでございます。ちょっと分かりにくいかもしれませんが。

五十嵐委員 ありがとうございます。そうするとその答申内容が何%減とか増とかいう答申である場合と、0.何か月増減という場合とで異なるということと理解すればよろしいですか。

総務部長 すみません。さっき言ったこともそうなのですが、この資料で書いてあるマイナス0.67というのは金額ということですね。単位が万円なので6,700円とか5,400円という金額ベースですね。もちろん削減率も変わってきますけれども、ここに書いてあるのはマイナス0.67%ではなくて、6,700円。

五十嵐委員 はい、分かりました。

総務部長 もちろん率も元の給与の月額が違えば、削減率も変わってきますけれども、ここに書いてあるのは削減額ということでございます。私の説明が悪くて申し訳ありませんでした。

五十嵐委員 すみません、勘違いしていました。分かりました。どうもありがとうございます。

金子会長 ありがとうございます。それでは、最後に飯島委員、よろしくお願いします。

飯島委員 飯島です。意見だけ言います。一般職に関して民間に準拠するというところで、社会一般の情勢に合わせるということで、バランスを取るということではアップもいいのかなと思います。ただ、景気が回復しているということが書いてありますけれども、緩やかに回復しているというのですか。本当にそうでしょうかということ。この先、先行き、いろいろなことで影響が出てくる部分もあると思いますので、そこのところは注意していかなくてはいけないのかなと思います。

特別職に関して、0.3%アップ、合わせていくのがいいのかもしれないと思います。ただ、さっきのベースアップすることによって、区の4億円ですか。アップするということなので、区の収入と妥当なのかなというところで、妥当ならばいいのかなと思います。

ふるさと納税は、私も今、区役所に入って来たときに、入口に大きなパネルがあって、区の納税が下がっていますというのが大きなパネルが出ていたので、あっ、そうなのだと思ったのですが、今お聞きすると、財政的にはまだ大丈夫ということなので、あっ、そうなのだと。私もこの辺のところはよく分からなかったです。聞くところによると、杉並の財政はどんどん減って、納税がすごく減っているのだよ、そういうことしか聞いてなかったんで分からなかったです。

それから、一般職員の勧告によると、若年層に重点を置きつつあったのですが、これはどうしてというか、いいとは思いますが、若年層に重点を置くということが、どういういきさつでこのようになったとか、何かあるのでしたら教えていただきたい。

金子会長 事務局、お願いいたします。

人事課長 若年層に重きを置くのは国もそうなのですが、人材確保というところにはやはり重きを置いていると理解しているところです。

物価が高騰する中で、一番影響を受ける層が若年層であると。こういったことを踏まえて、若年層に対して厚みを持たせたのだと、このように理解しているところでございます。

飯島委員 ありがとうございます。

金子会長 皆さん、ありがとうございます。皆さんの意見、若干分かれた部分もありますが、総じて言うのであれば、引き上げという意見のほうが多かったのかなと思います。ただ、どれぐらい引き上げるかというところについてになりますが、これも数字を出していただいた方は0.3%というご意見が少し多かったのかなと思っておりますので、今一度皆さんに確認をさせていただきたいと思いますが、1つは上げる方向で皆さんのご意見を総合するといいいのかなと。ただ、パーセンテージも決めないといけませんので、ご意見多いというところでは0.3%、それからもう1つ、手当のほうですね。勧告では0.1か月というところでございますが、その辺のご意見は発言がなかったのですが、手当というもののほうは勧告をスライドして0.1か月にするのかというところ、それから過去の経緯からすると一律、副区長だとか特別職の種類によって変えていないというのが過去でしたが、そういう形でよいのかというようなところになりますが、改めて上げるなら0.3、あるいは手当は0.1か月、それから変えなくていいのかというところを再確認させていただきたいと思います。

佐藤委員、いかがでしょうか。

佐藤委員 ただいまの皆さんのお話を伺いまして、私個人としては月例給で0.3%アップ、特別給で0.1月増でよろしいかと思います。以上です。

金子会長 ありがとうございます。高委員、よろしくお願いいいたします。

高委員 佐藤さんと同じ意見でございます。

金子会長 ありがとうございます。堤委員、よろしくお願いたします。

堤委員 ご指摘いただいたパーセンテージでよろしいかと思います。

金子委員 ありがとうございます。内藤委員、よろしくお願いたします。

内藤委員 先ほど回答した内容でいいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

金子会長 ありがとうございます。牛山委員、よろしくお願いいいたします。

牛山委員 私も同意見でございます。

金子会長 ありがとうございます。岩倉委員、よろしくお願いたします。

岩倉委員 私もそれでいいと思います。

金子会長 五十嵐委員、よろしくお願いいいたします。

五十嵐委員 私もそれでよろしいかなと思います。

金子会長 飯島委員、よろしくお願いたします。

飯島委員 私もそれでよろしいと思います。

金子会長 ありがとうございます。様々ご意見頂きましたが、一般職員についての給与勧告は、給料月額については、若手職員に重点的というところもあるということ、あるいは特別給も0.1か月引き上げになっているという、そういうもろもろの状況等々踏まえまして決めていきたいと思いますが、区長、副区長、教育長、常勤監査委員につきましては、給与月額を0.3%の引き上げ、期末手当については0.1か月引き上げというようなことを適当と考えて、確認とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

すみません、ありがとうございます。

次に、議員の報酬のほうについてもまとめていきたいと思います。区議会議員のほうにつきましては、特段ご意見はありませんが、同様の引き上げにするのか、はたまた据え置くのかというところはあるのですが、こちらについてはいかがですか。これについても一応確認していきたいと思います。佐藤委員、よろしくお願いします。

佐藤委員 議員に関しましても、特別職と同等のアップでよろしいかと思えます。

金子会長 高委員、よろしくお願いします。

高委員 私もそう思うのですが、政務活動費を全く使わない議員さんもいらっしゃるし、全部使い切る方もいらっしゃるし、どういったわけでそういうことになるのかなというのが、いつも疑問に思っているのですけれども、その辺どうなのでしょう。

金子会長 政務活動費は後ほど機会がありますので、この後そこで説明していただくようにします。堤委員、よろしくお願いします。

堤委員 区議会議員のベースアップは、私はしなくていいと思います。

金子会長 内藤委員、よろしくお願いします。

内藤委員 議員の報酬ですが、いろいろ意見あると思うのですけれども、今の議会かなり新人の方が多いのですよね。この前の選挙で新しい方が当選、それから区長も代わられたのですけれども、区議会議員が議員報酬はどういうふうを考えているのかなというのが、私も興味があるところなのです。それは私のあくまで個人的な興味なのですけど。報酬については今日の答申どおりの値上げでいいと思っております。以上です。

金子会長 ありがとうございます。牛山委員、よろしくお願いします。

牛山委員 私も同様、先ほどのでよろしいかと思えます。

金子会長 岩倉委員、よろしくお願いします。

岩倉委員 議員さんの状況、各区の比較を見ると、比較的議員は下のほうの順位にあるのだなと初めて思ったのですけれども、特別職の方と同じような昇給でよろしいかと思えます。

金子会長 ありがとうございます。五十嵐委員、よろしくお願いします。

五十嵐委員 議員の方、議会のほうの方については、やはり区の職員の方とは別の配慮が必要なのだらうと思えます。財政状況については、議員さんによってそれぞれ資力はかなり様々だと思えますが、他区との比較ですとか、区の財政状況も鑑みて、議員さんには区のために頑張って、なお一層区のためにご尽力いただきたいという希望も込めまして、ほかの特別職の方と同様の考え方でよろしいのではないかなと思えます。

金子会長 ありがとうございます。最後、飯島委員、よろしくお願いいたします。

飯島委員 私も同じように思います。やっぱり同じようにアップをしていくのがいいのかなと思えます。杉並区はすごく人口が多いし、広いので、たくさんやることがあるのかなと思えます。そのわりに随分下のほうにいるのだなということを今、思いました。

金子会長 ありがとうございます。上げなくてもいいというご意見もありましたが、全体としては同様に上げていくというご意見が多かったのかなと思っております。

ということで、区議会議員の報酬につきましては、同様に0.3%の引き上げ、それか

ら期末手当0.1か月ということで確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

以上、確認をいたしましたので、次にこれらの取扱いの実施時期につきまして、事務局のほうからご説明があれば、よろしく願いいたします。

総務課長 ありがとうございます。答申どおりに報酬等を改定するとした場合の実施時期についてですけれども、これまでの例で一般職員と同様とするということにしておりまして、過去に遡って実施される場合は、答申のあった月からとしてございます。

現時点では一般職員の給与等の改定について、職員団体等と交渉中でございますので、まだ、確定しておりませんが、例えば12月に差額を支給する場合には、特別職も同様となるということでございます。

今回もこのような取扱いでよいか、ご審議いただければと思います。

金子会長 取扱いについては一般職員と同じ考え方にするというところでございますが、よろしいですか。ご意見があれば承りますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、特にないということですので、以上で特別職等の報酬、給与の額についての審議については終了いたしたいと思います。

続きまして政務活動費の、先ほどご質問がありました、それに対して審議に入りたいと思います。政務活動費関係資料について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

区議会事務局次長 区議会事務局次長の村野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが着座にて説明をさせていただきます。

私からはお手元の審議資料5「政務活動費関係資料」に沿ってご説明をさせていただきます。まず資料を1枚おめくりください。1ページから10ページは政務活動費に関する条例、規則、規程でございます。

まず最初に2ページをお開きください。条例第9条では、政務活動費を充てることのできる経費の範囲として、区政の課題や区民の意思を把握し、区政に反映させる活動や区民福祉の増進を図るために必要な活動に充てることのできるとしており、3ページから4ページにその活動に要する経費として調査研究費、研修費、広聴広報費等10項目を挙げております。

7ページを御覧ください。一方こちらの規程第2条では政務活動費に要する経費に該当しないものとして、9項目を明示しております。議員としての活動は多種多様でございますが、そのうち選挙活動、政党活動、講演会活動に関する経費等、政務活動費としては計上できない項目を規定しています。

次に、8ページから10ページの表は政務活動に要する経費細目として、用途に関する内容を記載しており、区民からの質疑等に説明ができるよう具体的な支出基準を設けているものでございます。

続きまして11ページは23区の政務活動費の状況でございます。杉並区は年額19

2万円、月額16万円で、23区中10位でございます。平成13年度の条例制定時以降、額の改定がなされていない区は杉並区を含めて19区、引き上げは1区、引き下げは3区となっております。

平成21年度以降は改定の動きはなく、杉並区議会においても、特段この間、議会内で政務活動費の金額の増減についての議論は行われておりません。

次に12ページから17ページに、杉並区における政務活動費の推移を記載しています。ここ数年の規程改正の主な内容としましては、15ページの平成30年3月にインターネット接続料、携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費の支出割合の上限を一律2分の1とするなどとしています。

16ページの令和2年3月には月極駐車場代や自己所有及び自宅兼用の事務所の駐車場賃借料は計上できないとしております。また、17ページ上段の昨年度令和5年3月は、規程の改正等を行わず、記載の3点について引き続き令和5年度に検討を行うこととしております。

次に、17ページの2の自主改善としましては、正副議長を含めた議員による杉並区議会政務活動費調査検討委員会において検討を重ね、前述の規程や手引の改正等に取り組んでおります。当該委員会の検討に当たっては弁護士、会計士等の学識経験者を構成員として設置した杉並区議会政務活動費専門委員会での政務活動費の使途に関する意見等を参考にしております。今後も区民目線が厳格化する中、区民の納得と信頼が得られるよう不断の検証と見直しを行ってまいります。

3の金額の推移につきましては、記載のとおりでございます。

最後に18ページを御覧ください。令和4年度、令和4年4月から令和5年3月分の政務活動費支出状況でございます。政務活動費の議員個人への交付分は33人、6,144万円、100%執行した議員が16名、執行率は78.9%、また会派への交付分は2会派、2,496万円、執行率が63.4%です。区議会全体の交付金額は8,640万円、支出総額6,431万9,264円、返納額2,208万736円、執行率74.4%となります。

諮問事項であります政務活動費の額につきましては、先ほどご説明いたしましたが、23区中10番目に位置しており、また、執行率については議員、会派間で差が生じていますが、特段この間、議会内で政務活動費の金額の増減についての議論は行われておりませんこと、議員、会派から増減いずれの要望も頂いていないことを申し添えさせていただきます。説明は以上でございます。

金子会長 ご説明ありがとうございます。様々な説明ありましたが、ただいまの説明に対してご質問があれば、まずは質問から受けたいと思いますが、質問のある方は挙手をお願いいたします。

(質問なし)

よろしいですか。月額で16万、年額にすると192万ということで、物価も高くなってきておりますが、一方で実際受け取る議員の皆様からは何か特段の要請があるということでもないということが現状だということですし、その運用等々については自主改善の活動もされているということですし、区民のチェックもされているのではないのかな

と思っております。

特段質問がなければ進めさせていただきたいと思いますが、皆様のほうでご意見があれば、これについても据え置きなのか、もし増額するのであれば幾らなのかという形になりますので、これについても確認をしていきたいと思っております。

先ほどこちらから行きましたので、よろしいですか。

飯島委員 いろいろなものが上昇している中なのですけれども、議員として、あるいは会派として要望がないということなのですよ。そういうのでしたら、それでいいのかなと思うのですが、政務活動費に関する項目、細かく内容が分かれていますので、普通の人、私なんか見ても、すごくよく分かりやすくなっておりました。

要望はないのですけれども、私も、先ほどどなたか意見をおっしゃったように、0円の人もいれば全部使うという、その辺のところはちょっとよく分からないのですが、先ほど話したように、要望がないのでしたらいいのかなと単純に思いました。

金子会長 ありがとうございます。五十嵐委員、よろしくお願ひいたします。

五十嵐委員 ありがとうございます。非常に資料を拝見させていただいて、政務活動費について透明性を高めるということにご努力いただいているのだなということがよく分かりました。金額については区議さんの状況によって様々かと思うのですが、先ほど来出ておりますように、特に増減のご希望が出ていないということでもありますし、据え置きということでもよろしいのではないかと思います。

金子会長 ありがとうございます。岩倉委員、よろしくお願ひいたします。

岩倉委員 この政務活動費はやはり透明性が一番大切なのだと思うのです。自主改善ということで、過去の推移が出ていて、結構頻繁に細かい基準が提案されていて、これについては議会内部で検討委員会があり、さらに専門家によって専門委員会があるということだったのですけれども、細かい内容自体を発案するのは、結局は専門家の方がされるのか、それとも検討委員会のほうから自主的に声上がるのか、どうなのかなというのが1点分からなかったのですけれども、額につきましては特段不満等ないということでしたので、引き続きこのままでいいのかなと思いました。

区議会事務局次長 区議会事務局次長でございます。政務活動費調査検討委員会の中で、どういうふうにしていこうかという意見が出て、そこで検討していくような形になっております。

金子会長 牛山委員、よろしくお願ひいたします。

牛山委員 私は現行の金額でよろしいかと思っております。政務活動費、幾らが適正かというのはなかなか難しいことだと思いますけれども、人口50万人を超える自治体の議会の議員の活動、調査研究活動ということになりますと、このぐらいの金額がかかるだろうということと、現行で議員の皆さんから特段のご意見がないということであれば、これでよろしいかと思っております。

金子会長 ありがとうございます。内藤委員、よろしくお願ひいたします。

内藤委員 私は現状の月額16万でいいと思っております。政務活動費については一時マスコミを騒がすような不祥事があつたりして、杉並区ではなかったのですけれども、運用についてかなり改善されて、使い方についてはチェックもしっかりできております。そんな中で

議員さんたちも個人個人で活動のレベルというか、活動の仕方に個人差が随分あるようですが、そんな中で特に増額の話も出てきてないようですので、現状でいいと思います。

金子会長 ありがとうございます。堤委員、よろしくお願いいたします。

堤委員 現状でいいと思います。ただし、議員活動に使うために公的資金を支給しているわけですから、ちゃんとやってくださいということです。

金子会長 分かりました。ありがとうございます。高委員、よろしくお願いいたします。

高委員 金額の推移のところを見ると、順調に2万円ずつ上がってきているのが、平成7年度からは16万でずっと変わってないのですよね。これには何か理由があるのですか。

金子会長 事務局、よろしくお願いいたします。

区議会事務局次長 この金額については、それぞれ議員の活動というのは多種多様でございますけれども、議員の皆さんからその後増減についての議論というのはないということになっていきますので、金額はこのままずっと同じような状況が続いているのが現状でございます。

高委員 議員活動費は16万円が限度ということなのでしょうか。

区議会事務局次長 限度というか、区によっても違いがございます。

高委員 杉並区に限って。

区議会事務局次長 そうです。16万の支給でと決まっておりますので、その中で使える金額というのはそれでございます。

高委員 昭和62、63年頃からずっと年額1万円上がったり、2万円上がったり、時には1万円になってしまったときもありますよね。昭和39年、42年は年額5万円だったのが43年から51年度は月額1万円になった。それから徐々に徐々に上がってきて、平成7年度までは少しずつ上がってきて月額16万円になった。それからもう平成も相当年月がたっております。令和にも入りました。それでもなおかつ、16万円ということで、16万円が妥当な金額だとか、そういった申し合わせがあるのでしょうか。

区議会事務局次長 昭和の時代と比較しますと、確かに昭和35年で例として数万円というのは出ておりますけれども、委員の皆様ご存じだと思いますけれども、まず先ほどお決めた報酬、これは議員としての役務の提供ということで報酬が出る。政務活動費、これは法律で決められている、自治法で政務活動費の支給というのは決められているわけで、幾らにするかというのは各自治体の議会において幾らにすると決めるわけです。ですから、全国を見ると1,700幾つ自治体ありますけれども、全く金額が違います。杉並区と同規模の財政力で、人口が同じぐらいのところであったとしても、例えば政令市であれば杉並区より高い政務活動費であったりしますし、もしかすると地方に行けばもっと少ない、同規模でも少ないところがあるかもしれません。

今おっしゃっていたと思うのですが、議員に対する住民の目というのは厳しい。当然ですね。何をやっているのか分からない。どういう働きをしてくれるのだろうかというのが目に見えないという意見も時々出てくると思います。そうした中で、議員も不祥事が他のところであって、そうしたことを議員もちゃんと自分事として考えている時代だと思うのです。当然生活があるわけですから、それはちゃんと保証というところで報酬があると思うのです。

そのほかに法律で政務活動費というのは支給することができるとなっておりますので、ただ、そこについてはプラスお金をもらえるとというような形に、一般の市民から見ればそう見えるわけですね。そうした中でやはり議員としては襟を正さなければいけないという流れが出てきていると思います。その中で一体幾らにしたらいいのだというのがあって、資料で細かい規程などおつけしてございますけれども、政治活動に使ってはいけないのですね。ちょっと分かりにくいのですけれども、自分の政治活動に使ってはいけないのです。この区議会議員として区民のために仕事をしているわけですから、そのために必要な経費は認めてあげましょうというところでベースがあるわけですね。

インターネット、昔はありませんでしたが、インターネットが多い時代になってきた。SNSなどを活用している議員もいます。そうした中で、例えば昔の議員さんですと、自分の自宅が事務所になっていたりとか、今は別に事務所を設けている議員もいます。そうしてくると、どこまでの金を認めてあげるのだというのは、事細かく決めていく必要が出てきました。これがここ数年来のことです。

そういうのを積み上げてきたところと、それから社会の情勢が変わってきた。社会、経済の変動もいろいろある。そうした中で16万というところが出てきた。ただし、これがずっと変わっていないというのは、議会の中にも検討委員会がございますし、外部の有識者のご意見も頂いている中で、ここら辺りが役務の提供としての報酬とプラスになってくる、一般の方から見た場合のプラスじゃないかというのが政務活動費。これとのバランスを見て、議員も独自に判断してきたような結果ではないかなと考えているところでございます。以上です。

金子会長 ありがとうございます。最後に佐藤委員、よろしくお願ひします。

佐藤委員 私、毎年この政務活動費につきまして、議員あるいは会派のほうから増額要請があるかどうか、必ず確認させていただいているのですけれども、今回も村野次長のほうから増額要請はないということ、また我々議員経験してない者が政務活動費について多いのか、少ないのか、判断することもなかなかできないということで、今回も議員のほうから増額要請ないということなので、据え置きでよろしいかと思ひます。以上です。

金子会長 皆さん、ありがとうございます。

それでは政務活動費についての議論をまとめさせていただきたいと思ひしております。いろいろな背景となるご意見はあったと思ひますが、結論につきましては、現在のまま据え置くというご意見が多かったのかなと思ひしておりますので、据え置くということで結論を答申として出したいと思ひしておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

特段ご意見がないと認識しましたので、これまでの審議内容について資料にまとめさせていただきますと思ひます。本来であれば、休憩というところではありますが、事務局のほうから既に準備のほうは整っているということでございますので、このまま進めさせていただきます。よろしいですか。それでは資料のほう、配付をよろしくお願ひいたします。

(資料配布)

ありがとうございます。ただいま配付されました「本日の審議の概要等」を御覧ください。これから申し上げる内容を基本として答申文を作成していきたいと思ひます。

まず区長、副区長、教育長、常勤の監査委員の給料月額につきましては0.3%引き上げる。期末手当につきましては0.1か月引き上げ、4.03から4.13か月、年間給与につきましては、区長24万8,000円ということで1.10%増、副区長20万円、1.11%増、教育長17万1,000円、1.10%増、常勤の監査委員代表15万5,000円で1.11%増、常勤の監査委員その他につきましては14万9,000円ということで1.10%増ということでございます。

議員につきましては同様に0.3%引き上げ、期末手当についても0.1%の引き上げということで、3.78月が3.88か月ということになります。平均年間給与につきましては約11万8,000円、1.13%の増という形になります。

それから、政務活動費につきましては据え置きとするということ、それから実施時期につきましては、特別職の報酬等の改定の実施時期につきまして職員と同等とすると。過去に遡って実施される場合は従来どおりの答申のあった月から実施するというので、参考として今年の特別区人事委員会勧告の数字が載せてあるということでございます。

これまでの審議、内容をこういった形で取りまとめてありますが、内容に相違があるかどうかの確認だけをお願いします。

よろしいですか。大丈夫ですか。

特段異議がないようでしたら、以上、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長、及び常勤の監査委員の給料の額について、審議会の決定とし、答申文のほうを作成していきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

金子会長 異議なしということで、ありがとうございます。

事務局のほうからこの後の答申文作成について、今後の流れについて説明のほうをよろしく願いいたします。

総務課長 それでは、本日、委員の皆様から頂きましたご意見を踏まえまして、会長と事務局で調整の上、答申文の案を作成し、委員の皆様へ送付させていただきます。委員の皆様には答申文案をご確認いただきまして、修正などのご意見等がございましたら、指定の期日までに事務局へご連絡をお願いいたします。

頂いたご意見等は会長が調整いたしまして、再度皆様にご確認いただいた上で答申文を確定しまして、会長から区長に提出するという流れでございます。答申に当たって改めて皆様にお集まりいただく必要はございません。確定した答申文については、写しを事務局から委員の皆様へ改めてご送付いたします。以上が今後の流れ、進め方の案でございます。

金子会長 それでは、ただいまの進め方の案につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

最後になりますが、皆様のご協力によりまして、本日の議事は全て終了いたしました。様々のご意見頂きましてありがとうございます。最後に事務局を代表しまして、総務部長のほうから挨拶をお願いいたします。

総務部長 皆様、本日は活発なご議論の末、ご審議を頂きましてありがとうございます。頂

いたご意見を踏まえまして、今後区としては先ほど確認をさせていただいたとおり、会長と答申文をまとめさせていただいた上で、整合を取って、今後条例改正等の必要な手続をとってまいりたいと存じます。本当に本日はありがとうございました。

金子会長 ありがとうございました。大変不慣れで、いつもより多分長くかかっているのかなと思いますが、大変申し訳ございませんでした。

以上で本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。